

体験授業について

体験授業は3コマ6つの授業があります。1コマにつき、どちらか1つを受講した場合、最大3つの授業を受講できます。

※申込み状況により教室の定員をオーバーした場合は、希望された科目を受講できないこともあります。

☆時間割☆

コマ	時間	教員名		授業内容
A	11:10～ 12:00	A - 1	ネッケル ダッカー (准教授)	異文化間 コミュニケーション
		A - 2	楠田 剛士 (助教)	日本の現代文学
B	12:10～ 13:00	B - 1	宮元 章次 (教授)	スポーツ医学
		B - 2	梅津 顕一郎 (准教授)	情報社会論
C	13:10～ 14:00	C - 1	山口 裕司 (教授)	政治学
		C - 2	田村 恵理子 (准教授)	国際法

☆体験授業の概要☆

A - 1 異文化間コミュニケーション『What kind of intercultural person am I?』

【ネイサン・ダッカー 准教授】

In this class we will discover some interesting differences in the way people think around the world. We will explain these differences and then we will measure the way you think and compare your thinking to the ways of thinking in some other cultures.

Please enjoy.

A - 2 日本の現代文学『小説を読み開くー芥川賞を例にー』 【楠田 剛士 助教】

本授業で取り上げるのは、今年1月に芥川賞を受賞した山下澄人の小説です。芥川賞は年2回発表され、そのたびにメディアで大きく取り上げられるので、みなさんも賞の名前を聞いたことがあると思います。小説を実際に読んだという人もいれば、興味はあるけど読んでいない人や、読書が苦手だという人もいるかもしれません。人がいろいろであるように、小説の読み方にもいろいろあります。どのような読み方があるのか？ ぜひ講義室で確認してください。

B - 1 スポーツ医学『ライフ・チェックシートの作成による健康度の評価』 【宮元 章次 教授】

この講義では、しっかりと食べて、しっかりと遊んで、そしてしっかりと勉強することの大切さを体力科学からアプローチします。

あなたが行っている健康行動が正しいのかどうかを科学知見に基づいて考えます。「ねらい」は、Body Mass Index (BMI) から肥満の算出が出来るようになること、フィットネスについて理解すること、ライフ・チェックシートの作成により健康度の評価ができることです。

あなたのBMIにより痩身、標準、肥満を推測します。自分のフィットネスを体脂肪率と体力と体格から判断できるようになります。健康度の評価を通して、ゴボウ系とマシュマロ系ではどちらが元気があるのかなどを考えます。それでは、公立大学でお会いしましょう。

B - 2 情報社会論『報道から読む「1964 東京オリンピック」への眼差し』【梅津 顕一郎 准教授】

2020年の東京オリンピックが3年後に迫り、メディアでは1964年の大会を振り返る報道が増えてきました。その中には、ACジャパンの広告などのように、活気あふれる時代を懐かしみ、今度の大会を契機に昔のような元気を取り戻そうという声も少なくありません。では、そのようなことは本当に可能なのでしょうか？1964年の大会に、今私たちが感じているものと、その頃の日本人が感じていたものとの間に、ズレは無いのでしょうか？

授業では、当時の報道(グラフ誌やテレビ中継)を手掛かりに、かつてこのオリンピックに人々が見たものを探ることで、その答えを見つけていきます。

C - 1 政治学『政治家に必要な資質とは何か』 【山口 裕司 教授】

皆さんは、政治家について考えたことがありますか。政治のプロフェッショナルですね、政治家は。政治家という言葉は通常、価値中立的に使われますが、悪徳政治家は政治屋と呼ばれたりします。では政治家か政治屋かはどのような基準で見分けたいのでしょうか。さらに言えば、政治家に必要な資質とはいったい何でしょうか。そうした資質に欠けた人物は政治家と呼ばれないかもしれません。ドイツの著名な学者、M・ウェーバーは情熱、判断力、責任感の3つを政治家に必要な資質として挙げています。この授業では、ウェーバーの見解を踏まえながら、政治家の資質を一緒に考えてみましょう。

C - 2 国際法『武力紛争下で守るべき法』 【田村 恵理子 准教授】

現代の国際社会で最も重要な法は、国家間での武力行使が原則禁止されるということです。しかし現に多くの武力紛争が国家間でも、また国内でも、生じてきています。では、違法な武力行使によって生じた武力紛争には何の法も及ばないのでしょうか？ 答えはNOです。それどころか、違法な武力行使で始まった武力紛争下でも守るべき法が、国際社会で古くから整備されてきています。一体そのような法はどのような背景で、どのような過程をたどって、どのような内容で、存在しているのでしょうか？